

中国税務速報

2019年9月20日

1. 国家発展改革委員会商務部による「外商投資奨励産業目録(2019年版)」

国家発展改革委員会商務部は6月30日、「外商投資奨励産業目録(2019年版)」を発布し、2019年7月30日より施行されることとなりました。当目録は外商投資分野を大幅に追加し、製造業の質の高い発展に対する外資の関与を奨励するものです。

追加あるいは変更された内容は、主に 5G キーデバイス、集積回路用エッチング装置、IC チップ実装デバイス、クラウドコンピューティングデバイスなどです。また産業用ロボット、新エネルギー自動車、スマート自動車の基幹部品などの分野についても追加あるいは変更されたほか、細胞療法に関しコアとなる医薬品材料、大規模細胞培養製品などの分野も追加もしくは変更されました。その他、航空宇宙に関する新素材、単結晶シリコン、大シリコン片などの分野も追加もしくは変更されました。

「外商投資奨励産業目録(2019年版)」に属する外商投資分野は、法律、行政法規あるいは国務院の規定に基づき、税金・土地などにつき優遇政策の適用を受けることが出来ます。例えば、国発〔1997〕37号『国務院による輸入設備税制に関する通知』に基づき、国が奨励している国内投資分野及び外商投資分野に係る設備輸入については、規定の範囲内で、関税及び輸入関連増値税の免除の対象となります。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201906/t20190628 940276.html

2. 国務による「6つの自由貿易試験区の新設に関する全体方案に関する通知」

中国国務院は2019年8月26日、「中国(山東)、(江蘇)、(広西)、(河北)、(雲南)、(黒龍江)6つの自由貿易試験区の新設に関する全体方案」(以下は「本方案」と略称します)を公布しました。これにより、中国の自由貿易区は18に増えることとなります。現在の自由貿易区のメリットは、区内の金融規制の緩和、区内の通関および検査手続と運輸の監督管理政策の簡素化、区内の優遇税制などにより、商品価格に競争優位性を持たせることにあります。

本方案において、各自由貿易区に適用される優遇政策は非常に多くあります。山東の自由貿易区を例に挙げると、本方案によれば、日中税関の相互協力関係を強化し、情報交換、監督審査、法律執行、検査検疫、標準計量などの面において、効率的でスムーズな協力システムを構築することになります。また、日本と協力して生鮮農産物のリストを決定し、迅速な通関グリーンゲートの開通を促進することになります。また自由貿易協定締約者間の定期的な衛生検疫「電子申告、無疫通行」の監督管理についても促進することとなります。

また江蘇省の自由貿易区を例に挙げると、「営業許可証・経営許可証の分離」改革を全面的にカバー し、「多証合一」を継続的に推進します。区内の企業は「2営業日以内に企業を設立し、3営業日以内 に不動産登録を受け、30営業日以内に工事建設許可証を取得することが出来る」という優遇政策が適 用されます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-08/26/content_5424522.htm

3. 人的資源社会保障部弁公庁による 中国-日本社会保障協定に関する施行通知

2019年4月18日,日中双方の主管機関は『中華人民共和国政府と日本国政府との間の社会保障協定の 実施に関する行政協定』に調印しました。日中社会保障協定第19条により、日中社会保障協定は2019 年9月1日より発効されます。



日中社会保障協定によれば、日本法人から中国へ派遣され、日本の年金制度に加入する被保険者(現地採用者、自営業者、及び日本の年金制度に任意で加入している方は対象外です)は、派遣開始日より最長5年間、中国の養老保険への加入が免除されます。また中国法人から日本へ派遣され、中国の年金制度に加入する被保険者(現地採用者、自営業者、及び中国の年金制度に任意で加入している方は対象外です)は、派遣開始日より最長5年間、日本の国民年金・厚生年金保険の加入が免除されます。

派遣期間が5年を超える場合も、適用証明期間の継続・延長申請に基づき、延長が認められる場合があります(最長5年)。なお、10年を超える場合でも、申請に基づき、両国関係機関間で個別に判断の上合意された場合には、更に引続き派遣元国の年金制度のみに加入する事ができます。なお再度派遣される場合は、直前の派遣終了日から、再度の派遣の開始日までの間に経過すべき期間についてのルール(いわゆるインターバルルール)の適用はありません。

 $\underline{http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zhuanti/waiguorencanbao/sbsbhmxd/201908/t20190828_331980.html}$

4. 財務部 税務総局 一部の先進的製造業の増値税に係る、期末未控除税額の還付政策の公告

2019年8月31日、財務部及び国家税務総局は、製造業の高品質な発展を推進するため、「一部の先進的製造業の増値税に係る、期末未控除税額の還付政策」を公布しました。

2019年6月1日から、非金属鉱物製品、汎用設備、専用設備およびコンピューター、その他電子機器の一部の生産・販売が、全売上高に占める割合が50%を超えている納税者は、2019年7月以降の納税申告期間中において、税務機関に増額した未控除税額の還付申請を行うことができます。この増額した未控除税額とは、2019年3月31日に新たに増加した期末未控除税額を指し、還付が認められる控除税額は増差税額に収入構成割合を乗じて計算することになります。また、増値税の一般納税者が貨物及び労務を輸出し、国境を越えて税金を納める場合は、税額を還付し、還付後も、未控除税額が控除条件を満たす場合、還付請求をすることができます。

新規政策では、従前の製造業の増値税未控除税額についての還付政策に比べ、一部の先進的製造業の税額還付額を拡大します。条件を満たす控除税額に対しては、計算時に全額返還することを許可し、企業が更に多くの資金を獲得し、投資、研究開発および拡大再生産を行うことができるようになります。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5136446/content.html

5. 国家発展改革委員会 国家税務総局 個人所得税の納税信用建設の強化に関する通知

個人所得税納税信用の協力管理を強化し、納税者が適法に、信用に基づいて納税を行えるよう、2019 年8月20日、国家発展改革委員会と国家税務総局は「個人所得税の納税信用建設の強化に関する通知」 を公布しました。

個人所得税の納税信用建設において、2つの制度の強化に重点を置きます。2つの制度は以下の通りです:第一に、個人所得税の納税信用管理制度を確立し、全面的に個人所得税の申告信用承諾制度を実施し、個人所得税の納税信用登録及び個人の信用失墜行為の認定メカニズムを確立します。第二に、信用評価と懲戒制度を充実させ、納税信用者に対してはより多くの便宜と機会を提供する一方で、納税信用失墜者に対しては懲戒処分を行います。具体的には以下のように2つの強化を行うこととなります:一つは情報の安全と権益の保護を強化します。すなわち、情報の安全とプライバシー保護を強化し、疑義の解決と信用回復の能力を強化します。第二に、組織による実施を強化することです。すなわち、組織による指導と統一的な調整を強化し、納税者への誠実な教育を強化することです。

個人所得税の納税信用建設を実施することは、税収制度を最適化し、経済発展を促進し、国民生活に利益をもたらす重大な政策決定です。各方面が協力し、政策の実施を確実に推進することが必要です。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5136159/content.html



6. 国家外為管理局 「支払機関外為業務管理方法」に関する通達

越境電子商取引の決済を利便性を向上させ、支払機関の外為業務の健全な発展を促進し、外為支払リスクを低減させるため、2019年4月国家外為管理局は支払機関の越境外為支払業務の試行結果に基づいて、「支払機関外為業務管理方法」(以下「本方法」と略称します)を制定しました。

「方法」の実施前に、越境外為支払業務試行に参加した支払機関は、「方法」実施日から 3 か月内に、「方法」の要求に基づき、登録地の国家外為管理支局と外為管理局(以下は「支局」と略称します)に登録を行う必要があります。

また銀行は、取引電子情報の収集、真実性審査などの条件を満たす場合、取引電子情報を参照し、越境外貨売買および関連資金の受取・支払サービスを提供することができるようになり、越境電子商取引の支払・決済のチャンネルが拡大することとなります。これは、伝統的な対外為替管理と比較して、例えば、国内機関、国内の対外貿易経営者及び国内個人が貨物、サービスまたは個人の外貨管理を行う場合に、銀行が電子プラットフォームとの協力を通じて、取引の電子情報(物流、情報フロー)を獲得し、資金フォローサービスを提供することができることを意味しています。

http://www.safe.gov.cn/safe/2019/0429/13114.html